

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会保育士就職準備金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良県内における保育人材の確保を図るため、保育士資格を有するものであって保育士として勤務していない者に対し、保育士として就職するための準備に必要な費用（以下「就職準備金」という。）の貸付に関し必要な事項を定める。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、次の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、都道府県社会福祉協議会等が実施する保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

(1) 以下に掲げる施設等を離職した者又は当該施設等に勤務経験のない者。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(2) 奈良県内の保育所等（保育士就職準備金貸付細則、以下「細則」という）に定める施設等をいう。以下同じ。）に新たに勤務する者

(就職準備金の貸付等)

第3条 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は前条に規定する者の申請により、その者に無利息で修学資金を貸付けることができる。

2 貸付額は、20万円（貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による奈良県の保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合、40万円）と貸付対象者が就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

3 貸付方法は、貸付決定後一括して、口座振込により送金するものとする。

4 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(連帯保証人)

第4条 就職準備金の貸付を受けようとする者は、細則で定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、就職準備金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除)

第5条 会長は、就職準備金の貸付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 退職したとき。
- (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還の債務の当然免除)

第6条 会長は、就職準備金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 奈良県内の保育所等において、保育士として児童の保護等の業務に従事した日から、2年の間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により当該業務に従事することができなかつた場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間に算入しない。)従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人による人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に参入するものとする。

- (2) 前号の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

(返還の債務の裁量免除)

第7条 会長は、前条に定めるもののほか、就職準備金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、貸付けた就職準備金(既に返還を受けた金額を除く。以下この条において同じ。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた就職準備金を返還することができなくなつたとき。

返還の債務の額の全額又は一部

- (2) 長期間所在不明となつている場合等、就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 奈良県内において1年以上第6条第1項第1号に規定する業務(以下「返還金免除対象業務」という。)に従事したとき。

返還の債務の額の一部

(返還)

第8条 就職準備金の貸付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して2年(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を通算した期間)内に、細則で定める方法により、貸付を受けた就職

準備金に相当する額を返還しなければならない。

- (1) 第5条の規定により貸付契約が解除されたとき。
- (2) 奈良県内において、返還金免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により返還金免除対象業務に従事できなくなったとき。

(返還債務の履行猶予)

第9条 会長は、就職準備金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する間、資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 返還金免除対象業務に従事するとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利子)

第10条 会長は、貸付を受けた者が正当な理由がなく就職準備金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会保育士就職準備金貸付細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会保育士就職準備金貸付要綱（以「要綱」という。）第11条に基づき、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する保育士就職準備金（以下「就職準備金」という。）の貸付方法、事務手続等必要な事項を定める。

(定義)

第2条 要綱第2条第1項第3号に規定する「保育所等」とは、次の各号に掲げる施設又は事業とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- (2) 学校教育法（昭和22年法律26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり教育）を常時実施している施設
 - イ 次号に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- (7) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- (8) 児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- (9) 企業主導型保育事業

(貸付の申請)

第3条 就職準備金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、予め奈良県福祉人材センターに保育士就職準備金利用計画書（第1-2号様式）に必要書類を添えて提出した上、保育士就職準備金貸付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第4条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 申請者又は就職準備金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(貸付対象経費)

第5条 貸付対象経費は、保育士として、就職する際に必要となる次の各号に定める経費とする。

- (1) 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- (2) 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- (3) 保育所等で使用する被服費
- (4) 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- (5) 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- (6) 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- (7) 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用
- (8) その他、就職する際に必要となる経費として会長が適当と認める費用

(貸付決定の通知)

第6条 会長は、就職準備金の貸付の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書及び借用証書)

- 第7条 前条の規定により貸付の決定を受けた申請者は、前条の規定による通知を受けた日から20日以内に、連帯保証人と連署した誓約書（第4号様式）及び貸付を受けた就職準備金の全額に係る就職準備金借用証書（第6号様式）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 2 前項の期間内に誓約書及び借用書を提出しない者は、就職準備金の貸付を辞退したものとみなす。

(就職準備金の交付)

第8条 会長は、前条の書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る就職準備金を、一括により交付するものとする。

(返還)

- 第9条 返還は、一括返還、又は分割返還（月賦又は半年賦）の方法によるものとする。
- 2 分割返還の1回の額は、会長が定める額とする。
- 3 要綱第7条第1項第3号に規定する裁量免除の額は、要綱第6条第1項第1号に規定する業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事した月数を、24で除して得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(免除の申請等)

- 第10条 返還債務の免除を受けようとする者は、保育士就職準備金返還免除申請書（第8号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定により免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(猶予の申請等)

- 第11条 返還の猶予を受けようとする者は、保育士就職準備金返還猶予申請書（第9号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定により猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 返還の猶予の承認を受けた者のうち返還免除対象業務に引き続き従事する者は、6ヶ月に1回、業務従事期間証明書（第11号様式）を会長に提出しなければならない。

(届出義務)

- 第 12 条 借受人は、借受人又は連帯保証人の住所・氏名その他の重要な事項に変更があったときはその旨氏名等変更届（第 12 号様式）に関係書類を添えて直ちに会長に届け出なければならない。
- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 前各項による届出は、借り受けた就職準備金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。
- 4 借受人が、返還免除対象業務に従事したときは業務従事届（第 10 号様式）により、業務従事先を変更したときは業務従事先変更届（第 13 号様式）に業務従事期間証明書（第 11 号様式）を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

(従事期間の計算)

- 第 13 条 就職準備金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる返還免除対象業務の従事期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から、業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

- 第 14 条 要綱及びこの細則に定めのない事項で、就職準備金の貸付に関し必要な事項は、会長がその都度別に定める。

附 則

- 1 この細則は、要綱実施の日から適用する。

(第1号様式)

保育士就職準備金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

保育士就職準備金の貸付を次のとおり申請します。

貸付番号	※記入不要		
フリガナ			生年月日
氏名	Ⓜ		年 月 日生 (歳)
住所	〒 -		
電話番号	自宅		携帯
借用希望金額	(合計) 円 (※千円単位で記入)		
	使途内訳		
他都道府県社会福祉協議会等の実施する同一の保育士就職準備金貸付事業の活用の有無			有 ・ 無
奈良県社会福祉協議会の実施する貸付事業の活用の有無			有 ・ 無

【連帯保証人（法定代理人）欄】※申請者が未成年者の場合は法定代理人（親権者など）とする

フリガナ			申請者との関係
氏名			
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日生 (歳)	
住所	〒 -		電話
			自宅： 携帯：
当該申請に基づき契約が締結された場合、連帯して債務を負担することに同意します。			
連帯保証人 氏名（自署） _____ Ⓜ			

【添付書類】<申請者> ①「就職（内定・決定）通知書」又は「雇用契約書」の写し。なお、就職予定施設での業務開始後に「業務従事届（第10号様式）」を提出していただきます。

②住民票（※個人番号は記載不要）

③借入目的に係る「見積書」又は「領収書」等の写し。（見積書の場合は、貸付後に領収証等の写しを提出して下さい）

<連帯保証人> ①住民票（個人番号は記載不要）、②所得がわかる書類（所得証明書、源泉徴収票など）

※貸付が決定した後、申請者及び連帯保証人の「印鑑登録証明書」を追加提出いただきます。

保育士就職準備金利用計画書

令和 年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 殿

以下のとおり、就職準備金利用計画を提出します。

ふりがな 氏名		性別 女・男	生年月日	S・H	年	月	日
住所	〒 - 日中の連絡先(自宅・携帯) - - メールアドレス						
就職予定	就職先 施設名		就職 予定日		年	月	日
			週 の 勤務時間		時間		
保育士の登録状況等 ※該当するものに記入及び☑をしてください。	1. 保育士の登録状況	登録年月日	年	月	日		
		登録番号	-				
	2. 都道府県社会福祉協議会等が実施する保育士修学資金貸付における就職準備金加算の借入状況	<input type="checkbox"/> 借入なし <input type="checkbox"/> 借入あり → 貸付対象外					
	3. 下記の施設等に勤務した経験	<input type="checkbox"/> 経験なし		<input type="checkbox"/> 経験あり ← 該当するものにチェック			
	<input type="checkbox"/> 保育所及び幼保連携型認定こども園 (法第7条) <input type="checkbox"/> 市町村等が実施する家庭的保育事業 (法第6条の3第9項) <input type="checkbox"/> 市町村等が実施する小規模保育事業 (法第6条の3第10項) <input type="checkbox"/> 事業所が開設する事業所内保育事業 (法第6条の3第12項) <input type="checkbox"/> 学校教育法に規定する幼稚園 (法第1条)						
※貸付対象者(下記の①～③の要件を全て満たし、新たに保育士として週20時間以上の勤務に従事することが必要です) ①保育士修学資金貸付の就職準備金加算を受けていない方で、 ②上記「3」の施設又は事業を離職した方又は当該施設又は事業に勤務経験がない方で、 ③奈良県内の保育所等に新たに勤務する方。							
保育士としての勤務経験がある方	直近の勤務先			雇用期間			
	法人名			年	月	日	
	事業所名			～	年	月	日
借入希望金額	金 _____円						
借入の目的 ※該当するものに☑をつけてください。	<input type="checkbox"/> 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用 <input type="checkbox"/> 転居先の物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料 <input type="checkbox"/> 保育所等で使用する被服費 <input type="checkbox"/> 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用 <input type="checkbox"/> 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 <input type="checkbox"/> 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用 <input type="checkbox"/> 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 <input type="checkbox"/> その他 ()						
奈良県保育士人材バンク登録状況	<input type="checkbox"/> 登録済み		<input type="checkbox"/> 未登録		※登録を希望される方は奈良県福祉人材センターにご連絡ください。		

添付書類：保育士証(写)

問い合わせ先	
①貸付事業について	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 生活支援課 TEL:0744-29-0100 FAX:0744-29-0101
②利用計画書の提出について	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL:0744-29-0160 FAX:0744-29-6114

(第2号様式)



奈社協第 号
年 月 日

〒

様

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会
会 長 荒 井 正 吾

保育士就職準備金貸付決定通知書

あなたがお申し込みになりました保育士就職準備金は、審査の結果、下記のとおり貸付決定しましたのでお知らせいたします。

貸付番号		貸付決定日		
借受人	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話	自宅		携帯
連帯保証人	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話	自宅		携帯
金額				
備考				

(第3号様式)

奈社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会
会 長 荒 井 正 吾

保育士就職準備金貸付不承認通知書

あなたがお申し込みになりました保育士就職準備金は、審査の結果、下記の通り貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

不承認決定日					
借受人	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	
連帯保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	
備考					

(第4号様式)

誓約書

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

貴会より保育士就職準備金を借入するにあたり、この保育士就職準備金貸付に係る要綱など貴会の諸規則を遵守し、奈良県内の指定された施設等において、保育士として返還免除対象業務に従事するとともに、届出その他の義務について誠実に履行することを誓約します。

また、記入した個人情報、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会等に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

また、関係書類に記入した個人情報は、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。

私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

年 月 日

借 受 人 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

上記の者が貴会より保育士就職準備金の貸付をうけた上は、連帯して債務を負担することに同意し、届出その他の義務について誠実に履行することを誓約します。また、関係書類に記入した個人情報は、貴会が本事業に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに同意します。

私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。

私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

年 月 日

連帯保証人

住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

<借受人との関係

>

電話番号

()

※①借受人、連帯保証人の住所・氏名等は、各自「自署」すること。

②借受人が成年者の場合は、印鑑登録証明書の印影と同一の印を押印すること。

③連帯保証人は、成年者で独立した生計を営む者としてします。

なお、借受人が未成年者の場合の連帯保証人は、法定代理人としてします。

④連帯保証人の「印」は、印鑑登録証明書の印影と同一の印を押印のこと。

(第5号様式)

保育士就職準備金
振込口座申請書

年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 -		
フリガナ			生 年 月 日
氏 名	Ⓜ		年 月 日 (歳)

私は、次のとおり保育士就職準備金振込口座を申し出ます。

振 込 先	金融機関等	(金融機関名)	(支店名)
	口座の種類	1:普通預金 2:当座預金	
	口 座 番 号		
フリガナ			
口座名義			

※①振込先口座は、必ず本人の名義の口座であること。

②振込先銀行口座の通帳（口座番号・名義が記載されている部分）の写を添付すること。

③ゆうちょ銀行の口座は指定できません。

(第6号様式)



保育士就職準備金
借用証書

年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

借受人	貸付番号		生年月日	年 月 日	歳	
	フリガナ					
	氏名					(印)
	住所	〒				
	電話	自宅		携帯		

私は、次のとおり保育士就職準備金の貸し付けを受けました。
この資金は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会保育士就職準備金貸付要綱等の規定に従い利用いたします。

金 額	
-----	--

私は、借受人に上記の通り履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を負担いたします。

連帯保証人 住 所
借受人との関係
氏 名 (印)

※①借受人、連帯保証人の「印」は、誓約書と同じ印を押印すること。

②所定の収入印紙（10万円以下=200円、50万円以下=400円）を貼り、①と同じ印で割印すること。

【添付書類】印鑑登録証明書（借受人及び連帯保証人）

(第7号様式)

保育士就職準備金
契約解除届

年 月 日

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号 _____

住 所 〒 _____

氏 名 _____ (印)

次のとおり保育士就職準備金の貸付契約を解除したいので届け出ます。

解除の理由	
-------	--

(第8号様式)

保育士就職準備金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 -		電話 ()
フリガナ		生年月日	
氏 名	Ⓢ	年 月 日 (歳)	

私は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会保育士就職準備金貸付要綱の規定により、保育士就職準備金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

借入金額	円	返還済額	円
		返還免除済額	円
返還猶予を受けた期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	返還免除申請額	円
申請理由	1 保育士の業務に従事 2 その他 ()	理由発生年月日	年 月 日
現在の就業先	所在地 電話番号	〒 - 電話 ()	
	名 称		
備考			

※申請理由に係る証明書類等を添付すること。

(第9号様式)

保育士就職準備金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号			
住 所	〒 - 電話 ()		
フリガナ		生年月日	
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)	

私は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会保育士就職準備金貸付要綱により、資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借入金額	円	返 還 済 額	円
		返還免除済額	円
返還猶予を受けようとする期間	年 月 から 年 月 まで (年 箇月)	返還猶予申請額	円
申請理由	1 保育士の業務に従事 2 被災 3 心身の故障 4 その他 ()	理由発生年月日	年 月 日
現在の就業先	所在地	〒 - 電話 ()	
	電話番号		
	名 称		
再就職後の状況	期 間		就業先
	年 月 まで・現在	年 箇月	県 内 外
	年 月 まで・現在	年 箇月	県 内 外
備考			

※申請理由に係る証明書類等を添付すること。

(第10号様式)

業務従事届

年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		
住 所	〒 -	
フリガナ		生年月日
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)

下記のとおり保育士の業務に従事したので届け出ます。

業務従事先	所在地 電話番号	〒 - 電話 ()
	法人名及び 施設名	
	職 種 (主たる業務)	
業務従事期間	年 月 日 から	

上記の者は保育士として返還免除対象業務に従事していることを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設(団体)名

代表者の職名及び氏名

Ⓜ

(第11号様式)

業務従事期間証明書

年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		
住 所	〒 -	
フリガナ		生年月日
氏 名	Ⓜ	年 月 日 (歳)

上記の者は、次のとおり従事（している・していた）ことを証明します。

業務従事先	所在地 電話番号	〒 - 電話 ()
	法人名及び 施設名	
	職 種 (主たる業務)	
業務従事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 箇月)	

年 月 日

業務従事先の施設（団体）名

代表者の職名及び氏名

Ⓜ

(第12号様式)

氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		
現住所	〒 - 電話 ()	
フリガナ		生年月日
氏名	Ⓢ	年 月 日 (歳)

次のとおり変更しましたので届出します。

変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更前		
変更後		
※連帯保証人変更の場合は、以下の各欄にそれぞれ自署・押印すること		
借受人		
住所	氏名	印
私は、貴会保育士就職準備金貸付要綱等の定めに基づき、連帯保証人として、借受人に契約内容を誠実に履行させるとともに、借受人が返済履行しない場合はその一切の債務を負担いたします。		
(新)連帯保証人		
住所	氏名	印
連絡先電話	生年月日	年 月 日
<借受人との関係 >		

※①特別の理由がない限り、連帯保証人の変更は認めないので、届出前に本会に照会すること。

②連帯保証人を変更する場合は、(新)連帯保証人(成年者で独立して生計を営む者に限る。)の「印鑑登録証明書」を添付すること。

(第13号様式)

業務従事先変更届

年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		
住 所	〒 -	
フリガナ		生 年 月 日
氏 名	◎	年 月 日 (歳)

次のとおり業務従事先を変更したので、届け出ます。

新従事先	所在地及び 電話番号	〒 - 電話 ()
	施設名又は 所属団体名	
	従事開始 年 月 日	
旧従事先	所在地及び 電話番号	〒 - 電話 ()
	施設名又は 所属団体名	
	従事開始 年 月 日	

上記の者は、 年 月 日から当施設に在職していることを証明します。

年 月 日

新業務従事先の施設（所属団体）
の長の職名及び氏名

◎

※旧従事先の従事期間証明書（第11号様式）も併せて提出すること。